

「漏れた年金」問題についてのインターネット掲示板への書き込みに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年六月十一日

藤 末 健 三

参議院議長 山崎 正昭 殿



「漏れた年金」問題についてのインターネット掲示板への書き込みに関する質問主意書

二〇一五年六月一日、日本年金機構は、外部からのウイルススメールによる不正アクセスにより約百二十五万件の個人情報漏えいしたことを発表した。一方、日本年金機構が情報漏えいを発表する前に、インターネット掲示板「2ちゃんねる」へ「ウイルス感染しましたので、共用ファイルは利用禁止となりました」、

「全職員はパスワードを強制的に変更させられました」、 「月曜日には、ウイルス感染を公表するのか?」といった書き込みがなされていた。これらの内容は日本年金機構内部の職員しか入手できない情報である。こういった行動は国民の大切な個人情報を扱っているという認識や当事者意識が欠如していることと表れている。今回の反省を基に、日本年金機構は情報管理に関する徹底した意識改革を行うべきである。

これらを踏まえ、本件について以下質問する。

一 日本年金機構職員が右記のような書き込みをインターネット掲示板やSNS等に行った場合、守秘義務違反や服務規定違反に当たるのではないかと、政府の見解を示されたい。

二 本件書き込みに関する事実関係の調査は行うのか、また調査結果の公表予定はいつなのか示されたい。

さらに、職場の端末ではなく、個人が所有するスマートフォンやパソコン等の端末からインターネット掲

示板やSNS等に書き込みを行った場合どのように把握するのか示されたい。

三 政府全体の職員によるインターネットへの書き込み防止などを担当する部署は設置法上どこになるのか示されたい。

四 政府全体の職員に対してインターネット掲示板に対する書き込みなど機密情報の流出がないよう情報管理に関するガイドラインを作成し、職員に対し研修・啓蒙を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。